

# 小平市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

小平市住宅耐震化緊急アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、小平市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上に関する具体的な取り組みを位置づけ、一般市民への周知・普及等の充実に図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、小平市耐震改修促進計画第4章「耐震化に係る総合的な施策の展開」に基づき策定する。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、小平市全域とする。

## 4 対象建築物

アクションプログラムの対象は、対象区域内に存する昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅とする。

また、東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）において、都市の防災力を一層向上させるため、新耐震基準で建築された木造住宅にかかる耐震化の取組の必要性が示されたことから、耐震診断の対象建築物に新耐震基準の木造住宅を加える。

※新耐震基準の木造住宅：昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに工事に着手した  
2階建以下の在来軸組工法の木造住宅

## 5 実施期間

平成30年度から令和7年度までを実施期間とする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況に応じて見直しを行う。

## 6 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の実施・達成状況を市ホームページにおいて公表する。

## 7 取組内容

### (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

平成 30 年度 ～令和 3 年度	対象建築物全戸に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、啓発リーフレットのポスティングを実施する。
令和 3 年度 ～令和 5 年度	対象建築物の内、木造の建築物に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、職員等による個別訪問を実施する。
令和 6 年度 ～令和 7 年度	対象建築物の内、木造及び非木造の建築物に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、啓発リーフレットのポスティングや職員等による個別訪問を実施する。

### (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- ・ 当市補助事業を利用し、既に耐震診断を行った建築物で、その後、改修が行われていない建築物の所有者に対し、啓発リーフレットの郵送により耐震化の意識啓発を行うとともにアンケートにより、耐震化への意向調査を実施する。
- ・ 当市補助事業を利用し、新たに耐震診断を行った建築物の所有者に対し、診断終了時に啓発リーフレットの配布や説明などにより耐震化を促す。

### (3) 改修事業者の技術力向上等

- ・ 平成 30 年度は、東京都主催により開催される改修事業者の技術力向上に資する講習会を活用し、ホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。
- ・ 令和元年度以後も、講習会の開催などを通じ継続的に市内改修事業者の技術力向上を図る。
- ・ 東京都及び建設関係団体と連携し、耐震改修事業者リストを作成・公表する。

### (4) 一般への周知普及

- ・ 耐震改修の必要性及び耐震関連補助制度の概要について、市報掲載するとともに、各自治会へリーフレットを配布し周知を図る。
- ・ 小平市総合防災訓練及び小平市産業まつりにおいて、近年の震災被害等に関するオープンハウスを行うとともに、建築士等の専門家と協力し、市民を対象に建物の耐震化に関する相談会を実施する。
- ・ 耐震改修の必要性及び補助制度の概要について、リーフレットを作成し担当課窓口や各種イベントにおいて配布する。
- ・ 自治会やグループ等からの出前講座の申込みに応じて、職員による耐震化の必要性の普及啓発及び補助制度の案内を実施する。

## 8 令和 6 年度目標

- ・ 住宅に対する耐震診断費補助件数：旧耐震基準 10 件、新耐震基準 5 件
- ・ 住宅に対する耐震改修等費補助件数：耐震改修 4 件、除却 8 件

※毎年度 PDCA サイクルの実施により、取組内容及び目標を見直すこととする。